

現 行	改正案
目 次	目 次
I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 …… 1 1 森林整備の現状と課題 …… 1 2 森林整備の基本方針 …… 1 3 森林施業の合理化に関する基本方針 …… 2	I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 …… 1 1 森林整備の現状と課題 …… 1 2 森林整備の基本方針 …… 1 3 森林施業の合理化に関する基本方針 …… 2
II 森林の整備に関する事項 …… 2 第 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） …… 2 1 樹種別の立木の標準伐期齢 …… 2 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 …… 2 3 その他必要な事項 …… 3 第 2 造林に関する事項 …… 3 1 人工造林に関する事項 …… 3 2 天然更新に関する事項 …… 4 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 …… 5 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の 基準 …… 5 5 その他必要な事項 …… 6 第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の 基準 …… 7 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 …… 7 2 保育の種類別の標準的な方法 …… 8 3 その他必要な事項 …… 8 第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 …… 9	II 森林の整備に関する事項 …… 2 第 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） …… 2 1 樹種別の立木の標準伐期齢 …… 2 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法 …… 2 3 その他必要な事項 …… 3 第 2 造林に関する事項 …… <u>4</u> 1 人工造林に関する事項 …… <u>4</u> 2 天然更新に関する事項 …… <u>5</u> 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在に関する事項 …… <u>6</u> 4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の 基準 …… <u>7</u> 5 その他必要な事項 …… <u>7</u> 第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の 基準 …… <u>8</u> 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 …… <u>8</u> 2 保育の種類別の標準的な方法 …… <u>9</u> 3 その他必要な事項 …… <u>9</u> 第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 …… <u>10</u>

1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	・・・9	1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	・・・10
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	・・・9	2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	・・・10
3	その他必要な事項	・・・10	3	その他必要な事項	・・・11
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	・・・11	第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	・・・12
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	・・・11	1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	・・・12
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	・・・11	2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	・・・12
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	・・・11	3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	・・・12
4	その他必要な事項	・・・11	4	<u>森林経営管理制度の活用に関する事項</u>	・・・12
			5	その他必要な事項	・・・12
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	・・・11	第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	・・・12
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	・・・11	1	森林施業の共同化の促進に関する方針	・・・12
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	・・・11	2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	・・・12
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	・・・11	3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	・・・12
4	その他必要な事項	・・・11	4	その他必要な事項	・・・12
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	・・・11	第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	・・・12
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	・・・11	1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	・・・12
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	・・・11	2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	・・・13
3	作業路網の整備に関する事項	・・・11	3	作業路網の整備に関する事項	・・・13
4	その他必要な事項	・・・12	4	その他必要な事項	・・・13
第8	その他必要な事項	・・・12	第8	その他必要な事項	・・・13
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	・・・12	1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	・・・13
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	・・・12	2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	・・・13
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	・・・12	3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	・・・13

Ⅲ 森林の保護に関する事項	・・・12	Ⅲ 森林の保護に関する事項	・・・ <u>13</u>
第1 鳥獣害の防止に関する事項	・・・12	第1 鳥獣害の防止に関する事項	・・・ <u>13</u>
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	・・・12	1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	・・・ <u>13</u>
2 その他の必要な事項	・・・13	2 その他の必要な事項	・・・13
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	・・・13	第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	・・・ <u>14</u>
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	・・・13	1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	・・・ <u>14</u>
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	・・・13	2 <u>鳥獣害対策の方法</u>	・・・ <u>14</u>
3 林野火災の予防の方法	・・・13	3 林野火災の予防の方法	・・・ <u>14</u>
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	・・・13	4 森林病虫害の駆除等の為の火入れを実施する場合の留意事項	・・・ <u>15</u>
5 その他必要な事項	・・・13	5 その他必要な事項	・・・ <u>15</u>
Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項	・・・13	Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項	・・・ <u>15</u>
1 保健機能森林の区域	・・・13	1 保健機能森林の区域	・・・ <u>15</u>
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	・・・14	2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	・・・ <u>15</u>
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	・・・14	3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	・・・ <u>15</u>
4 その他必要な事項	・・・14	4 その他必要な事項	・・・ <u>15</u>
Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項	・・・14	Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項	・・・ <u>15</u>
1 森林経営計画の作成に関する事項	・・・14	1 森林経営計画の作成に関する事項	・・・ <u>15</u>
2 生活環境の整備に関する事項	・・・14	2 生活環境の整備に関する事項	・・・ <u>15</u>
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	・・・14	3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	・・・ <u>16</u>
4 森林の総合利用の推進に関する事項	・・・14	4 森林の総合利用の推進に関する事項	・・・ <u>16</u>
5 住民参加による森林の整備に関する事項	・・・14	5 住民参加による森林の整備に関する事項	・・・ <u>16</u>
6 その他必要な事項	・・・15	6 その他必要な事項	・・・ <u>16</u>

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
1 森林整備の現状と課題 本市は、神奈川県ほぼ中央に位置し、都心から約 40km また横浜市の中心からは約 15km 圏内にある。市域面積は 27.06k ㎡で南北に細長く、丘陵起伏がない平坦な地形である。 市内の森林は、主に東西 2 本の河川に沿って市街地を挟み込むような形で分布しており、河川沿いに残された斜面林と市街化調整区域内のまとまった山林で構成されている。東側を流れる境川には、河川沿いに斜面林と農地が連なった貴重な郷土景観が形成され、西側を流れる引地川には、その水源地である泉の森に、市内で最も大きな自然性の高い緑地があり、これらの緑地を含めて比較的まとまりのある大きな緑地が市内に点在している状況である。 神奈川地域森林計画対象民有林は 111ha あり、そのうちスギ等による人工林面積は 59ha となっている。人工林率は 52%と県平均より高い値であるが、人工林は広葉樹との混交林化が進んでいる。また人工林は市内各地に分散しており施業の共同化が行いにくい状況である。 しかしながら、近年、森林の持つ水源涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性がますます高まってきていることから、本市においても人工林の適切な間伐及び住宅地周辺の森林の保全と整備を積極的に図っていく必要がある。 2 森林整備の基本方針 (1) 地域の目指すべき森林資源の姿 本市では、市域全般で宅地化の進行による森林の減少が続いており、残された森林を諸制度によって保全することに重点を置いている。一方で身近な自然に親しめる空間としての森林整備や開放、レクリエーション機能を望む声など、市民ニーズが多様化してきているため、森林を保全するとともに、森林の持つ様々な機能の利用、活用を図りながら「身近な緑の継承と再生」を意識した森林整備を推進することが望ましい。 森林の整備にあたっては、森林の有する諸機能を総合的にかつ高度に発揮	1 森林整備の現状と課題 本市は、神奈川県ほぼ中央に位置し、都心から約 40km また横浜市の中心からは約 15km 圏内にある。市域面積は 27.09k ㎡で南北に細長く、丘陵起伏がない平坦な地形である。 市内の森林は、主に東西 2 本の河川に沿って市街地を挟み込むような形で分布しており、河川沿いに残された斜面林と市街化調整区域内のまとまった山林で構成されている。東側を流れる境川には、河川沿いに斜面林と農地が連なった貴重な郷土景観が形成され、西側を流れる引地川には、その水源地である泉の森に、市内で最も大きな自然性の高い緑地があり、これらの緑地を含めて比較的まとまりのある大きな緑地が市内に点在している状況である。神奈川地域森林計画対象民有林は 108ha あり、そのうちスギ等による人工林面積は 56ha となっている。人工林率は約 52%と県平均より高い値であるが、人工林は広葉樹との混交林化が進んでいる。また人工林は市内各地に分散しており施業の共同化が行いにくい状況である。 しかしながら、近年、森林の持つ水源涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性がますます高まってきていることから、本市においても人工林の適切な間伐及び住宅地周辺の森林の保全と整備を積極的に図っていく必要がある。 2 森林整備の基本方針 (1) 地域の目指すべき森林資源の姿 本市では、市域全般で宅地化の進行による森林の減少が続いており、残された森林を諸制度によって保全することに重点を置いている。一方で身近な自然に親しめる空間としての森林整備や開放、レクリエーション機能を望む声など、市民ニーズが多様化してきているため、森林を保全するとともに、森林の持つ様々な機能の利用、活用を図りながら「身近な緑の継承と再生」を意識した森林整備を推進することが望ましい。 森林の整備にあたっては、森林の有する諸機能を総合的にかつ高度に発揮

させるため、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林区域」と、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林区域」の充実と調和を図り、適正な森林施業の実施により健全な森林機能の維持増進を図るものとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

神奈川地域森林計画で定める森林整備の基本方針を基に、本市における森林整備の現状と課題を踏まえた基本的な考え方は「身近な緑の継承と再生」を推進することとする。

身近な緑の継承と再生においては、快適環境形成機能及び保健文化機能の高度発揮を重視することとし、具体的には、市街地及びその周辺の平地林やふれあい施設を中心とした森林では、身近な自然とのふれあい、体験活動、住民参加による森林整備など地域の多様な要請に応じた森林整備を推進することとし、保存、保全を主体として生活にうるおいを与える森林、生活環境を守る森林を創出していく。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

(該当なし)

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本市全域	40年	45年	35年	50年	10年	20年

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

させるため、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林区域」と、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林区域」の充実と調和を図り、適正な森林施業の実施により健全な森林機能の維持増進を図るものとする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

神奈川地域森林計画で定める森林整備の基本方針を基に、本市における森林整備の現状と課題を踏まえた基本的な考え方は「身近な緑の継承と再生」を推進することとする。

身近な緑の継承と再生においては、快適環境形成機能及び保健文化機能の高度発揮を重視することとし、具体的には、市街地及びその周辺の平地林やふれあい施設を中心とした森林では、身近な自然とのふれあい、体験活動、住民参加による森林整備など地域の多様な要請に応じた森林整備を推進することとし、保存、保全を主体として生活にうるおいを与える森林、生活環境を守る森林を創出していく。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

(該当なし)

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本市全域	40年	45年	35年	50年	10年	20年

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

本市における伐採は、自然的条件及び森林の有する公益的機能の高度発揮が図られること、また確保される必要性があることを踏まえ、原則として長伐期施業を行うものとし、皆伐の場合は1 ha 以下とする。

ただし、法令等により施業が制限されている森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な伐採を行うこととする。

単層林における主伐は、林地の保全に配慮して小規模な皆伐とする。主伐の時期については、短伐期単層林は原則として標準伐期齢に達した時期以降に、また長伐期単層林は標準伐期齢の概ね2倍にあたる林齢以降に行うこととし、本市の森林構成と自然とふれあう生活環境の一部であることを踏まえ、市民の多様な要請に応じながら公益的機能の高度発揮が維持できるよう伐採することとする。

伐採跡地については、的確な更新を図るため、本市の気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとする。

本市における伐採は、自然的条件及び森林の有する公益的機能の高度発揮が図られること、また確保される必要性があることを踏まえ、原則として複層林施業を行うものとし、皆伐の場合は1 ha 以下とする。

ただし、法令等により施業が制限されている森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な伐採を行うこととする。

単層林における主伐は、林地の保全に配慮して小規模な皆伐とする。主伐の時期については、短伐期単層林は原則として標準伐期齢に達した時期以降に、また長伐期単層林は標準伐期齢の概ね2倍にあたる林齢以降に行うこととし、本市の森林構成と自然とふれあう生活環境の一部であることを踏まえ、市民の多様な要請に応じながら公益的機能の高度発揮が維持できるよう伐採することとする。

伐採跡地については、的確な更新を図るため、本市の気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとする。

なお、集材・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月 16 日付林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえるとともに、県の定める「神奈川県作業道作設指針」に基づき作業道の作設に伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地の保全等を図るとともに、県の定める「搬出間伐における環境等配慮指針」の基本的考え方に基づき、適切な作業システム及び作業機械を選択する等現地に適した方法により行うこととする。

	(作業システムの目安)				
	傾斜区分	システム	集材	伐倒・造材	運搬
	緩傾斜地 〔概ね 20° 以下〕 (※1)	① 車両系	(路網から直接もしくはウイ ンチによる集材) (ウインチ付)グラップル等	チェンソー・ ハーベスタ・ プロセッサ	フォワーダ 又はトラック
	中～急傾 斜地 〔概ね 20～ 35° 〕 (※2)	② 車両系	(路網から直接もしくはウイ ンチによる集材) (ウインチ付)グラップル等	チェンソー・ ハーベスタ・ プロセッサ	フォワーダ 又はトラック
	急峻地 〔概ね 35° 以上〕	③ 架線系	(簡易な架線系集材) スイングヤーダ等	チェンソー	フォワーダ 又はトラック
3 その他必要な事項	(※1) 路網の整備状況により、②～④のシステムも選択できるものとする				
	(※2) 路網の整備状況により、④のシステムも選択できるものとする				
	(主に小径木短幹材を搬出する場合に適用可能な作業システム)				
	傾斜区分	システ ム	集材	伐倒・造材	運搬
	緩～急傾斜地 〔概ね 35° 以下〕	架線系	(簡易な架線系集材) ジグザグ集材	チェンソー	フォワーダ 又はトラック
	3 その他必要な事項				
① 混交林	混交林及び広葉樹林における主伐については、特に次の事項に留意し、本市の自然的条件、社会的条件等を踏まえて実施することとする。				
	混交林における主伐は、森林の樹種構成が多様で階層構造が発達した針広混交林を目標とすることを踏まえ、小規模な皆伐を行うものとし、林地の保全及				
① 混交林	混交林及び広葉樹林における主伐については、特に次の事項に留意し、本市の自然的条件、社会的条件等を踏まえて実施することとする。				
	混交林における主伐は、森林の樹種構成が多様で階層構造が発達した針広混交林を目標とすることを踏まえ、小規模な皆伐を行うものとし、林地の保全及				

び天然下種更新の促進等に配慮して慎重に行うこととする。

また、天然下種更新等を行う場合は、母樹の保存等に配慮するとともに、天然力を活用することにより更新が確実である森林を対象とし、伐採時期についても、森林を構成する樹種、種子の結実状況及び天然稚樹の育成状況等から適切な時期を選定することとする。

② 広葉樹林

広葉樹林における主伐は、森林の樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある広葉樹林を目標とすることを踏まえ、長伐期施業を行うものとし、林地の保全、天然下種更新又は萌芽更新の促進等に配慮して慎重に行うこととする。

また、天然下種更新等を行う場合は、母樹の保存等に配慮するとともに、天然力を活用することにより更新が確実である森林を対象とし、伐採時期についても、森林を構成する樹種、種子の結実状況及び天然稚樹の育成状況等から適切な時期を選定することとする。

第 2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備考
人工造林の 対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、コナラ、ケヤキ、 その他の郷土樹種	

注 1) 上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択する。

注 2) スギ、ヒノキなどの針葉樹の人工造林を行う場合は、花粉の少ない品種又は無花粉品種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

単層林施業における主要樹種の植栽本数については、次に示す標準的な樹種別、仕立ての方法別の植栽本数を指針とする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

び天然下種更新の促進等に配慮して慎重に行うこととする。

また、天然下種更新等を行う場合は、母樹の保存等に配慮するとともに、天然力を活用することにより更新が確実である森林を対象とし、伐採時期についても、森林を構成する樹種、種子の結実状況及び天然稚樹の育成状況等から適切な時期を選定することとする。

② 広葉樹林

広葉樹林における主伐は、森林の樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある広葉樹林を目標とすることを踏まえ、複層林施業を行うものとし、林地の保全、天然下種更新又は萌芽更新の促進等に配慮して慎重に行うこととする。

また、天然下種更新等を行う場合は、母樹の保存等に配慮するとともに、天然力を活用することにより更新が確実である森林を対象とし、伐採時期についても、森林を構成する樹種、種子の結実状況及び天然稚樹の育成状況等から適切な時期を選定することとする。

第 2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備考
人工造林の 対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、コナラ、ケヤキ、 その他の郷土樹種	

注 1) 上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択する。

注 2) スギ、ヒノキなどの針葉樹の人工造林を行う場合は、花粉の少ない品種又は無花粉品種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

単層林施業における主要樹種の植栽本数については、次に示す標準的な樹種別、仕立ての方法別の植栽本数を指針とする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備 考
ス ギ	中庸仕立て	2, 5 0 0～3, 5 0 0	
ヒノキ	中庸仕立て	2, 5 0 0～3, 5 0 0	

注 1) 標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断する。

注 2) 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数から下層木以外の立木の樹冠占有面積率に応じた本数を減じた本数以上を植栽する。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地ごしらえを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	3月から5月までに行うものとする。

注) コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入など、低コスト化施業に努めることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に更新を図るものとする。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備 考
ス ギ	中庸仕立て	2, 5 0 0～3, 5 0 0	
ヒノキ	中庸仕立て	2, 5 0 0～3, 5 0 0	

注 1) 標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断する。

注 2) 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数から下層木以外の立木の樹冠占有面積率に応じた本数を減じた本数以上を植栽する。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地ごしらえを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	<u>苗木のタイプにより配慮すべき時期等あるので、原則として4～6月中旬までに行うものとする。</u>

注) コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入など、低コスト化施業に努めることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に更新を図るものとする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	クヌギ、コナラ等の広葉樹及びその他高木性の在来種
ぼう芽による更新が可能な樹種	同 上

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数（本／ha）

樹 種	期待成立本数（本／ha）
クヌギ、コナラ等の広葉樹及びその他高木性の在来種	1 0, 0 0 0

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	天然下種更新を行う際に、種子の発芽・生育を促すため林床植物を除去するとともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し、表土(A層)を露出させる。
刈出し	稚樹の成長を促すため、稚樹を被圧するササ等の下層植生を刈払う。ササ等の状況や立地条件に応じて全刈り、筋刈り、坪刈り等により行う。
植込み	稚樹等の立木密度が低い場合や部分的に空間が生じた場合で、更新の完了が困難と認められる箇所に補助的に植栽する。気象・土壌条件や植栽する苗木の特性に応じて適切な時期に行う。
芽かき	萌芽更新を行う際に、一つの株から多数発生した萌芽のうち、余分なものを摘み取る。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	クヌギ、コナラ等の広葉樹及びその他高木性の在来種
ぼう芽による更新が可能な樹種	同 上

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数（本／ha）

樹 種	期待成立本数（本／ha）
クヌギ、コナラ等の広葉樹及びその他高木性の在来種	1 0, 0 0 0

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	天然下種更新を行う際に、種子の発芽・生育を促すため林床植物を除去するとともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し、表土(A層)を露出させる。
刈出し	稚樹の成長を促すため、稚樹を被圧するササ等の下層植生を刈払う。ササ等の状況や立地条件に応じて全刈り、筋刈り、坪刈り等により行う。
植込み	稚樹等の立木密度が低い場合や部分的に空間が生じた場合で、更新の完了が困難と認められる箇所に補助的に植栽する。気象・土壌条件や植栽する苗木の特性に応じて適切な時期に行う。
芽かき	萌芽更新を行う際に、一つの株から多数発生した萌芽のうち、余分なものを摘み取る。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了に関しては、保安林等で天然更新完了について別に定めがあるものを除き、次の①、②を満たしている場合を更新が完了した状態とする。

- ① 天然更新の対象樹種のうち、樹高が周辺の草丈（対象樹種の生存、成長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、高茎草本等）の高さ）以上のものが ha 当たり 3,000 本以上の密度で生育している状態であること。
- ② ①の状態を満たす場合であっても、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施していること。
なお、上記の条件を満たすことが困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後 5 年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 (該当なし)

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了に関しては、保安林等で天然更新完了について別に定めがあるものを除き、次の①、②を満たしている場合を更新が完了した状態とする。

- ① 天然更新の対象樹種のうち、樹高が周辺の草丈（対象樹種の生存、成長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、高茎草本等）の高さ）以上のものが ha 当たり 3,000 本以上の密度で生育している状態であること。
- ② ①の状態を満たす場合であっても、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施していること。
なお、上記の条件を満たすことが困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後 5 年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、原則として、次のア～エに掲げる要件を全て満たす森林とする。

ア 現況が針葉樹人工林である。

イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない。（堅果を持つ更新樹種による天然下種更新（重力散布）が期待できない。）

ウ 周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない。

エ 林床に更新樹種が存在しない。（過密状態になる森林、シカ等による食害が激しい森林、シダが一面に被覆している森林など）

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、1ha当たり10,000本とする。

5 その他必要な事項

(該当なし)

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

単層林における間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、次に示す実施林齢及び回数とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
(該当なし)

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、1ha当たり10,000本とする。

5 その他必要な事項

(該当なし)

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

単層林における間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、次に示す実施林齢及び回数とする。

(1) 間伐の標準的な方法

樹種	植栽 本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考
		初回	第2 回	第3 回	第4 回	第5 回		
スギ	2,500 ～ 3,500 本	15 年 前後	25 年 前後	35 年 前後			①開始時期 樹冠がうっ閉し主林木相互間に競争が生じ始めた時期とする。	短伐期
		15 年 前後	25 年 前後	35 年 前後	50 年 前後	65 年 前後	②間伐率 各回とも20～30%の率で林分により調整し実施する。 ③間伐木の選定 均一な林分が構成されるよう配慮して行う。 ④回数 植栽本数・生産目標等により、時期・回数・間伐率を調整する。	長伐期
ヒノキ	2,500 ～ 3,500 本	18 年 前後	28 年 前後	38 年 前後			スギの①～④に準ずる。	短伐期
		18 年 前後	28 年 前後	38 年 前後	53 年 前後	68 年 前後		長伐期

(1) 間伐の標準的な方法

樹種	植栽 本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考
		初回	第2 回	第3 回	第4 回	第5 回		
スギ	2,500 ～ 3,500 本	15 年 前後	25 年 前後	35 年 前後			①開始時期 樹冠がうっ閉し主林木相互間に競争が生じ始めた時期とする。	短伐期
		15 年 前後	25 年 前後	35 年 前後	50 年 前後	65 年 前後	②間伐率 各回とも20～30%の率で林分により調整し実施する。 ③間伐木の選定 均一な林分が構成されるよう配慮して行う。 ④回数 植栽本数・生産目標等により、時期・回数・間伐率を調整する。	長伐期
ヒノキ	2,500 ～ 3,500 本	18 年 前後	28 年 前後	38 年 前後			スギの①～④に準ずる。	短伐期
		18 年 前後	28 年 前後	38 年 前後	53 年 前後	68 年 前後		長伐期

(2) 標準的な間伐の間隔

標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
10年	15年

(2) 標準的な間伐の間隔

標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
10年	15年

2 保育の種類別の標準的な方法

単層林における保育の標準的な方法は、次に示す実施林齢及び回数とする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数				標準的な方法	備考
		初回	2回	3回	4回		
下刈	スギ ヒノキ	7年生まで年1回 (雑草木の状態によっては、 2年目、3年目には2回刈りを行う)				下刈は、造林木が雑草木より抜き出るまで行い、その回数は、植栽した年から7年間に7～9回とする。 下刈の時期は、造林木が雑草木により被圧される前で年1回の場合7月頃、年2回の場合は6月と8月に行う。 必要に応じてつる切りを併せて行う。	
除伐	スギ	10年以降 随時				除伐は、下刈終了後、造林木が閉鎖状態となった時に、造林木の育成に支障となるかん木類やつるを除去する。	
	ヒノキ	10年以降 随時				また、併せて造林木で成木の見込みのない不良木を除去する。 ＊2回目以降は随時行う。	

2 保育の種類別の標準的な方法

単層林における保育の標準的な方法は、次に示す実施林齢及び回数とする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数				標準的な方法	備考
		初回	2回	3回	4回		
下刈	スギ ヒノキ	7年生まで年1回 (雑草木の状態によっては、 2年目、3年目には2回刈りを行う)				下刈は、造林木が雑草木より抜き出るまで行い、その回数は、植栽した年から7年間に7～9回とする。 下刈の時期は、造林木が雑草木により被圧される前で年1回の場合7月頃、年2回の場合は6月と8月に行う。 必要に応じてつる切りを併せて行う。	
除伐	スギ	10年以降 随時				除伐は、下刈終了後、造林木が閉鎖状態となった時に、造林木の育成に支障となるかん木類やつるを除去する。	
	ヒノキ	10年以降 随時				また、併せて造林木で成木の見込みのない不良木を除去する。 ＊2回目以降は随時行う。	

枝 打	ス ギ	9年 前後	13 年 前後	17 年 前後	22 年 前後	枝打ちは、最下枝の直径が7～8cmになった時実施する。枝打ちは丁寧に幹を傷つけないよう、また、枯枝を残さないよう仕上げる。 *長伐期の場合、4回目以降は必要に応じて行う。	
--------	--------	----------	---------------	---------------	---------------	--	--

3 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項の規定に基づき、干ばつ又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるときは、その森林所有者に対して要間伐森林であること並びに実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

(該当なし)

イ 森林施業の方法

(該当なし)

枝 打	ス ギ	9年 前後	13 年 前後	17 年 前後	22 年 前後	枝打ちは、最下枝の直径が7～8cmになった時実施する。枝打ちは丁寧に幹を傷つけないよう、また、枯枝を残さないよう仕上げる。 *長伐期の場合、4回目以降は必要に応じて行う。	
--------	--------	----------	---------------	---------------	---------------	--	--

3 その他必要な事項

(該当なし)

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

(該当なし)

イ 施業の方法

(該当なし)

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
(該当なし)
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
別表 1 のとおり
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
別表 1 のとおり
- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
(該当なし)

イ 施業の方法

公益的機能の維持増進を図るための施業の方法については、快適で潤いのある生活環境の保全を図るため、別表 2 により、身近な自然とのふれあい、森林・林業体験活動、地域住民や都市住民の参加による森林整備など地域の多様な要請に応じて適切な施業を行うものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

(該当なし)

(2) 森林施業の方法

(該当なし)

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
(該当なし)
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
別表 1 のとおり
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
別表 1 のとおり
- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
(該当なし)

イ 施業の方法

公益的機能の維持増進を図るための施業の方法については、快適で潤いのある生活環境の保全を図るため、別表 2 により、身近な自然とのふれあい、森林・林業体験活動、地域住民や都市住民の参加による森林整備など地域の多様な要請に応じて適切な施業を行うものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

(該当なし)

(2) 施業の方法

(該当なし)

別表1 公益的機能別施業森林の区域

区分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(該当なし)	—
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(該当なし)	—
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～3林班	111
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～3林班	111
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(該当なし)	—

別表2 公益的機能別施業森林の区域のうち、施業の方法を特定すべき森林等の区域

施業の方法		森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		(該当なし)	—
長伐期施業を推進すべき森林		(該当なし)	—
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	1～3林班	111
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	(該当なし)	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		(該当なし)	—

別表1 公益的機能別施業森林の区域

区分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(該当なし)	—
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(該当なし)	—
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～3林班	<u>108</u>
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1～3林班	<u>108</u>
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	(該当なし)	—
特に効率的な施業が可能な森林	<u>(該当なし)</u>	<u>—</u>

別表2 公益的機能別施業森林の区域のうち、施業の方法を特定すべき森林等の区域

施業の方法		森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		(該当なし)	—
長伐期施業を推進すべき森林		(該当なし)	—
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	1～3林班	<u>108</u>
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	(該当なし)	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		(該当なし)	—

3 その他必要な事項

宅地化の進んだ本市における森林は、地域住民にとっての快適な生活環境の一端を担うとともに、自然と身近にふれあえる憩いの場としての要素が強く、生活環境保全及び保健文化機能の高度発揮と機能の維持増進が求められており、自然的条件及び地域の社会的要請を踏まえた森林施業の展開が必要である。これらのことから、地域の森林施業を推進する上では、地域の住民参加による森林づくりが図られるようその仕組みを構築するとともに、森林所有者に対して、地域住民参加による森林づくりへの取組み等の理解、協力を働きかけることとする。

本市においては、将来の森林の望ましい姿として目標とする林型を単層林及び混交林、広葉樹林とし、それぞれの林型にあった施業を実施するにあたっては、関係機関との連携を取りながら適切に森林施業の推進を図るものとする。

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

(該当なし)

(2) その他

(該当なし)

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

(該当なし)

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

(該当なし)

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

(該当なし)

4 その他必要な事項

(該当なし)

3 その他必要な事項

宅地化の進んだ本市における森林は、地域住民にとっての快適な生活環境の一端を担うとともに、自然と身近にふれあえる憩いの場としての要素が強く、生活環境保全及び保健文化機能の高度発揮と機能の維持増進が求められており、自然的条件及び地域の社会的要請を踏まえた森林施業の展開が必要である。これらのことから、地域の森林施業を推進する上では、地域の住民参加による森林づくりが図られるようその仕組みを構築するとともに、森林所有者に対して、地域住民参加による森林づくりへの取組み等の理解、協力を働きかけることとする。

本市においては、将来の森林の望ましい姿として目標とする林型を複層林及び混交林、広葉樹林とし、それぞれの林型にあった施業を実施するにあたっては、関係機関との連携を取りながら適切に森林施業の推進を図るものとする。

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

(該当なし)

(2) その他

(該当なし)

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

(該当なし)

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

(該当なし)

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

(該当なし)

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

人工林面積も少なく、森林経営管理制度を活用する見込みはない。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

(該当なし)

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

(該当なし)

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(該当なし)

4 その他必要な事項

(該当なし)

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(該当なし)

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

(該当なし)

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

(該当なし)

5 その他必要な事項

(該当なし)

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

(該当なし)

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

(該当なし)

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(該当なし)

4 その他必要な事項

(該当なし)

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

(該当なし)

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

(該当なし)

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

(該当なし)

イ 基幹路網の整備計画 (該当なし) ウ 基幹路網の維持管理に関する事項 (該当なし) (2) 細部路網に関する事項 ア 細部路網の作設に係る留意点 (該当なし) イ 細部路網の維持管理に関する事項 (該当なし) 4 その他必要な事項 (該当なし) 第8 その他必要な事項 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 (該当なし) 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 (該当なし) 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 (該当なし)	イ 基幹路網の整備計画 (該当なし) ウ 基幹路網の維持管理に関する事項 (該当なし) (2) 細部路網に関する事項 ア 細部路網の作設に係る留意点 (該当なし) イ 細部路網の維持管理に関する事項 (該当なし) 4 その他必要な事項 (該当なし) 第8 その他必要な事項 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 (該当なし) 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 (該当なし) 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 (該当なし)
---	---

Ⅲ 森林の保護に関する事項	Ⅲ 森林の保護に関する事項
第１ 鳥獣害の防止に関する事項 １ 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 (該当なし) (１) 区域の設定 区域は定めない。 (２) 鳥獣害の防止の方法 (該当なし) ２ その他必要な事項 (該当なし) 第２ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 １ 森林病虫害等の駆除及び予防の方法 (１) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法 森林病虫害等による防除対策については、被害の未然防止、早期発見及び駆除等に努めるとともに、蔓延防止のために薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理等の適切な方法により駆除及び防除を行うものとする。 (２) その他 (該当なし)	第１ 鳥獣害の防止に関する事項 １ 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 (該当なし) (１) 区域の設定 区域は定めない。 (２) 鳥獣害の防止の方法 (該当なし) ２ その他必要な事項 (該当なし) 第２ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項 １ 森林病虫害等の駆除及び予防の方法 (１) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法 森林病虫害等による防除対策については、被害の未然防止、早期発見及び駆除等に努めるとともに、蔓延防止のために薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理等の適切な方法により駆除及び防除を行うものとする。 <u>ナラ枯れについては、その被害が拡大していることから、全量駆除は困難と判断し、安全面を確保するため人通りの多い場所や住宅地沿い等の危険木を優先的に伐採し、予防措置に重点を置くものとする。</u> (２) その他 (該当なし)

2 鳥獣害対策の方法 (該当なし) 3 林野火災の予防の方法 林野火災の防止策については、広報等を活用した普及啓発に努めるとともに、標識、看板等の設置による意識の高揚及び啓発を基本にした対策を推進する。 4 森林病虫害の駆除等の為の火入れを実施する場合の留意事項 (該当なし) 5 その他必要な事項 (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分 (該当なし) (2) その他 (該当なし)	2 鳥獣害対策の方法 <u>近年、南部より流入が確認されているクリハラリス（タイワンリス）については、侵略的な被害は認められないが、動向を注視しながら対処的な捕獲・駆除を実施していくものとする。</u> 3 林野火災の予防の方法 林野火災の防止策については、広報等を活用した普及啓発に努めるとともに、標識、看板等の設置による意識の高揚及び啓発を基本にした対策を推進する。 4 森林病虫害の駆除等の為の火入れを実施する場合の留意事項 (該当なし) 5 その他必要な事項 (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分 (該当なし) (2) その他 (該当なし)
IV 森林の保健機能の増進に関する事項 1 保健機能森林の区域 (該当なし) 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 (該当なし)	IV 森林の保健機能の増進に関する事項 1 保健機能森林の区域 (該当なし) 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 (該当なし)

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項 (1) 森林保健施設の整備 (該当なし) (2) 立木の期待平均樹高 (該当なし) 4 その他必要な事項 (該当なし)	3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項 (1) 森林保健施設の整備 (該当なし) (2) 立木の期待平均樹高 (該当なし) 4 その他必要な事項 (該当なし)
V その他森林の整備のために必要な事項 1 森林経営計画の作成に関する事項 (該当なし) 2 生活環境の整備に関する事項 (該当なし) 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 (該当なし) 4 森林の総合利用の推進に関する事項 本市においては、引地川水源池周辺の区域を泉の森緑地保全地区(17ha)に指定し、併せて近接緑地の保全を図り、本市の自然を守り育てていくための緑の拠点として位置づけしているところであるが、保全するだけでなく、小中学校の体験学習や市民のボランティア活動の場としての活用を図っていく。 また、市内に残された他のまとまりのある森林についても、それぞれの地域の特徴を生かし、市民に開かれた森林の整備を推進するため、森林の保全及び利用活動等への市民の参画を促し、森林と人とのふれあいの場としての利用を図るものとする。	V その他森林の整備のために必要な事項 1 森林経営計画の作成に関する事項 (該当なし) 2 生活環境の整備に関する事項 (該当なし) 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 (該当なし) 4 森林の総合利用の推進に関する事項 本市においては、引地川水源池周辺の区域を泉の森緑地保全地区(17ha)に指定し、併せて近接緑地の保全を図り、本市の自然を守り育てていくための緑の拠点として位置づけしているところであるが、保全するだけでなく、小中学校の体験学習や市民のボランティア活動の場としての活用を図っていく。 また、市内に残された他のまとまりのある森林についても、それぞれの地域の特徴を生かし、市民に開かれた森林の整備を推進するため、森林の保全及び利用活動等への市民の参画を促し、森林と人とのふれあいの場としての利用を図るものとする。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

本市では、都市緑地法による市民緑地を設置し、地域住民による身近な緑を守るための主体的な取り組みが一部において行われているものの、地域活動の場として活用されている森林はまだ少ない。

市民緑地制度をさらに活用しつつ、森林の持つ多面的機能のうち、ことに保健・レクリエーション機能を重視して維持増進を図るために、市民による緑化活動等を推進することにより地域の活性化を図ることを基本方向とする。

森林所有者および地域住民が森林の持つ公益的、多面的機能についての理解を共有するため、地域住民の参加による市民緑地の整備を推進するなど、森林整備や保全活動への市民参加を促進すること。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

(該当なし)

(3) その他

(該当なし)

6 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施することとする。

付属資料

1 森林整備計画概要図

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

本市では、都市緑地法による市民緑地を設置し、地域住民による身近な緑を守るための主体的な取り組みが一部において行われているものの、地域活動の場として活用されている森林はまだ少ない。

市民緑地制度等をさらに活用しつつ、森林の持つ多面的機能のうち、ことに保健・レクリエーション機能を重視して維持増進を図るために、市民による緑化活動等を推進することにより地域の活性化を図ることを基本方向とする。

森林所有者および地域住民が森林の持つ公益的、多面的機能についての理解を共有するため、地域住民の参加による市民緑地の整備を推進するなど、森林整備や保全活動への市民参加を促進すること。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

(該当なし)

(3) その他

(該当なし)

6 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施することとする。

付属資料

1 森林整備計画概要図